

箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会による調査の終了について

令和7年（2025年）6月26日（木）

1. 調査結果について

本市教育委員会では、令和3年3月に市内公立中学校で発生した事案（以下、「本件事象」）について箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会（以下、「第三者調査委員会」）から本件事象については、「いじめ防止法上の『いじめ』に該当する事実は認定できなかった」との答申を受けました。

教育委員会において調査結果等を確認し、本件事象に関する第三者調査委員会による調査を終了します。

2. 調査等の経過

- ・令和5年7月27日に教育委員会から第三者調査委員会に本件事象の調査を諮問
- ・同日から令和6年10月21日までに計8回、第三者調査委員会の会議開催
- ・令和7年1月29日に教育委員会に対して答申
- ・調査結果等について教育委員会及び第三者調査委員会から本件事象の関係者に対し説明

3. 調査報告書の公表について

第三者調査委員会調査結果報告書については、箕面市いじめ防止基本方針に基づき、公表することによる対象者への影響やいじめの再発防止を図るという公表の趣旨から外れることなど総合的に勘案し、公表しません。